官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○農業保険法施行規則の一部を改正する省令（農林水産四四）　一
〔法規的告示〕
○漁船損害等補償法施行規則第六条第一項第三号の規定に基づく農林水産大臣の指定する有価証券の一部を改正する件（農林水産七四九）　二
○漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第四北太平洋さんま漁業の項第二号の期間を定める件の一部を改正する件（同七五〇）　二
〔その他告示〕
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務四七）　二
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通六六五～六六七）　三
○道路に関する件（関東地方整備局一八〇）　三
○道路に関する件（近畿地方整備局八五、八六）　三
〔国会事項〕
内閣
〔皇室事項〕
国家試験
〔官庁報告〕
令和八年度マンション管理士試験実施公告（国土交通省）　四
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（法務省告示配八六、八八、九〇）　四
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第十七条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件（同八七、八九）　四
日本国に帰化を許可する件（同九一）　四
〔人事異動〕
諸事項
官庁
迫川上流土地改良区役員の退任関係　五
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　五
特殊法人等
企業年金基金清算結了・清算人退任関係　六
会社その他
〔公　告〕

省令

○農林水産省令第四十四号

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第六十三条及び第九十八条第二項の規定に基づき、農業保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

農業保険法施行規則の一部を改正する省令

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（責任準備金の積立て） **第二十九条**　農業共済組合及び全国連合会は、毎事業年度の終わりにおいて、共済事業に係る法第六十三条の規定による責任準備金として、共済責任期間（家畜共済にあっては、共済掛金期間。以下この条において同じ。）が翌事業年度又は翌翌事業年度にわたる共済関係についてそれぞれ次に掲げる金額を積み立てなければならない。 一　（略） 二　家畜共済、園芸施設共済又は任意共済（法第百六十三条第一項及び第三項の規定による事業を含む。）については、当該事業年度の共済掛金の合計金額から政府又は都道府県連合会若しくは全国連合会に支払う保険料の額を差し引いて得た金額のうち、まだ経過しない共済責任期間に対する金額 2～4　（略） （共済目的となる牛の胎児及び子牛の生育の程度） **第四十七条**　法第九十八条第二項の農林水産省令で定める生育の程度は、その母牛に対する授精の日から起算して二百四十日以上又はその母牛に対する受精卵移植の日から起算して二百三十三日（その受精卵の発育に要した日数が七日でないことが確認できる場合にあっては、二百四十日から当該日数を差し引いた日数）以上であることとする。	（責任準備金の積立て） **第二十九条**　農業共済組合及び全国連合会は、毎事業年度の終わりにおいて、共済事業に係る法第六十三条の規定による責任準備金として、共済責任期間（家畜共済にあっては、共済掛金期間。以下この条において同じ。）が翌事業年度又は翌翌事業年度にわたる共済関係についてそれぞれ次に掲げる金額を積み立てなければならない。 一　（略） 二　家畜共済、園芸施設共済又は任意共済（法第百六十三条第一項及び第三項の規定による事業を含む。）については、当該事業年度の共済掛金の合計金額及び政府又は都道府県連合会若しくは全国連合会に支払う保険料の額を差し引いて得た金額のうち、まだ経過しない共済責任期間に対する金額 2～4　（略） （共済目的となる牛の胎児及び子牛の生育の程度） **第四十七条**　法第九十八条第二項の農林水産省令で定める生育の程度は、その母牛に対する授精又は受精卵移植の日から起算して二百四十日以上であることとする。

附　則

この省令は、令和八年七月一日から施行する。ただし、第二十九条第一項第二号の改正規定は、公布の日から施行する。